

国民健康保険料の引き下げを求める請願書

熊本市長
幸山 政史 様

請願趣旨

今、熊本市の国保加入世帯の8割が年所得200万円以下で、多くが自営業者や高齢者、賃金の低い労働者、無職の人たちです。保険料の算定は所得額が200万円（40代の両親と10代の子供2人）で39万円を超える金額です。

保険料の支払が遅れている世帯へのペナルティとして発行されている短期保険証（3ヶ月、6ヶ月）は約2万世帯になり全国でも突出し、窓口での治療費全額負担の資格証明書も約500世帯にもなっています。さらに、保険証の期限が切れても支払ができないため、新しい保険証が受け取れず窓口で留め置かれ、保険証のない世帯が約8000世帯になっています。保険料が高すぎて払えない世帯が増え、病気になっても病院にいけず受診したときには手遅れになったと思われる事例が報告されています。

私たちは熊本市の国民健康保険財政へ国庫補助金を以前の水準に引き上げるように強く国（政府）に働きかけるとともに一般会計からの繰入金増額で国民健康保険料を引き下げるべきだと考えます。そして滞納を理由にした短期保険証や資格証明書の発行をやめ速やかに保険証を届けること、保険料の減免制度を充実させて国民健康保険法第44条の適用で医療費の窓口負担を軽減することが求められています。

国民健康保険は、憲法25条の社会保障の理念にもとづくいのちと健康を守る国民皆保険の土台です。国民健康保険の負担と給付水準は共済や組合、協会けんぽ等の各種健康保険と密接に関連・連動しており、国民健康保険の改善は、日本の医療保障全体を底上げすることであり、市民・国民の共通の課題です。熊本市の国民健康保険制度を誰もが安心して医療を受けられる制度として確立されよう強く求めます。

請願事項

- 1 国民健康保険料を引き下げること。
- 2 国庫負担の引き上げを国に要望すること。
- 3 資格証明書、短期保険証の発行および留め置きをやめること。

氏名	住所

熊本市国保をよくする会 代表世話人 高林秀明（熊本学園大学社会福祉学部准教授）
熊本市大江5-15-9（熊本民主商工会内） 電話 366-4281 F A X 372-6456

下げよう国保料

国民健康保険ってどんな制度？

憲法25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

国民健康保険法

■第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。

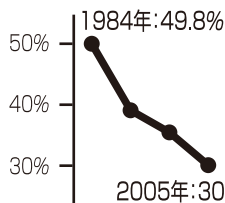
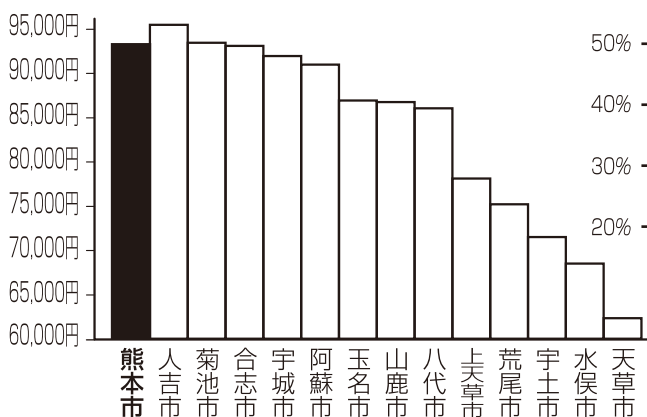


保険証がなければ病院に行けない

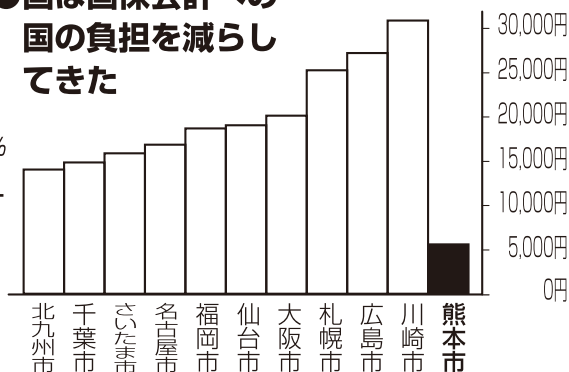
- 市内のある学校では、無保険の子どもがけがをしたときに、「病院には連れて行かないで」
- 66歳のAさん、検査で直腸がんと診断されるが、お金がないために病院に行けず。その後、生活保護を申請したあと、検査を行った結果、がんが肝臓に転移。重傷化。
- 50代のBさんは、事業不振で保険料が払えず無保険に。体調が悪くても病院に行かず、動けなくなってしまった本人を見て、兄弟の方が相談。末期の肺がんで、全身にがんが転移しており、2ヶ月後に死亡。

福岡市では国保料を大幅引き下げ！
20万署名で37,000円の国保料減を実現
(09年度・年所得233万円・単身世帯)

北海道、中標津町では
被保険者の1割に迫る署名で、3人家族で
約6万円の引き下げ！



●国は国保会計への国の負担を減らしてきた



●熊本市の国保料は高すぎる！

熊本市の国民健康保険料は一人あたり93,657円、県内の他の市と比べてもトップクラス (08年度)

●熊本市の国保繰入は低すぎる！

政令市になる熊本市は他の政令市にくらべ、市の一般会計から国保会計への繰入が極端に少ない (08年度)

熊本市国保をよくする会

■連絡先:熊本市国保をよくする会(熊本民主商工会内)〈井芹・元島〉 TEL:096-366-4281 FAX:096-372-6456